

食品照射専門部会報告書「食品への放射線照射について」(H18.10.3 原子力委員会決定)

| 該当箇所 | 記載事項 | 関係省庁 | 対応状況及び今後の予定 |
|---------|--|--------------|---|
| 1. (省略) | | | |
| 2. (1) | 食品安全行政の観点からの判断等 | | |
| | ① 食品安全行政の観点から妥当性を判断するために、食品衛生法及び食品安全基本法に基づく、有用性が認められる食品への照射に関する検討・評価（まずは、有用性のある香辛料への照射について検討・評価を実施。その他の食品については、有用性が認められる場合に適宜、検討・評価を実施。） | 内閣府 (食安委) | 食品の放射線照射については、食品衛生法に基づいて定められた食品の規格基準において原則禁止とされているが、厚生労働大臣が、特別に基準を定めた食品については、放射線照射が認められている（ばれいしょの発芽防止）。この規格基準を定める際にはあらかじめ食品安全委員会の食品健康影響評価を受ける仕組みとなっている。現在、厚生労働省において検討が行われており、諮問された場合には国民の健康の保護を優先に、中立公正な立場から科学的な審議がなされることが重要であると考えている。 |
| | ② 照射食品の健全性についての知見の不断の集積及び、健全性に関する研究開発 | 農水省 | 平成19年度に開催されたUJNRのDr C. Sommers（毒性評価研究）の講演、討議 ¹⁾ に（独）農業・食品産業技術総合研究機構（以下、「農研機構」という。）から関係研究者を参画させる等により、知見を集積。 また、農研機構において、原子力試験研究「アレルギー性等を指標とした放射線照射食品の健全性評価に関する研究」（H19～H22）により、大豆をモデル食品として照射による既存アレルギーの変動や新規アレルギータンパク質の誘導可能性について検討 ²⁾ するなど、関連研究開発を推進。 1) 2007 UJNRで、USDA/ERRC より来日、Food Safety Session で講演。併せて、食品安全委員会が内部勉強会の講師を依頼。 2) 2008 3月農芸化学会、一般講演で口頭発表。 |
| | ③ 再照射を防止し、また、消費者の選択を確保する観点からの照射食品 | 厚労省 | 表示の義務づけは従来から実施。 |

食品照射専門部会報告書「食品への放射線照射について」について (H18.10.3 原子力委員会決定)

| 該当箇所 | 記載事項 | 関係省庁 | 対応状況及び今後の予定 |
|------|---|------------------------|---|
| | <p>に関する表示の義務付けの引き続きの実施及びその今後の在り方に関する検討</p> | | |
| (2) | 検知技術の実用化等 | | |
| | ① 既存検知技術の試験手順の厳密化、公定検知法への採用等、行政検査に用いられる公定検知法の早期確立、実用化に向けた取組の推進 | 厚労省 | 放射線照射された食品の検知技術については、厚生労働科学研究費により、研究開発が行われているところ。これまでの研究結果から、平成19年7月に検知法を示した。 |
| | ② 精度向上等の検知技術の高度化に向けた研究開発 | 厚労省 農水省 | 放射線照射された食品の検知技術については、厚生労働科学研究費により、研究開発が行われているところ。 農研機構及び(独)農林水産消費安全技術センターにより、事業者等が自主検査で使いやすい簡易迅速分析法を開発。 また、農研機構と東京都立産業技術研究センターが共同開発した国産PSL装置は市販化され、主に食品企業が自主検査(スクリーニング)に活用。 |
| | ③ 新しい照射食品の許可が行われる場合における監視・指導に係る新たな対応の必要に応じた検討 | 厚労省 | 現在、新たに照射食品の許可が行われる予定はないため、特段の対応はしていない。 |
| (3) | 食品照射に関する社会受容性の向上 | | |
| | ① 食品照射に関して国民との相互理解を一層進めるための国民にわかりやすい形でのデータの提供等の情報公開及び広聴・広報活動の推進 | 内閣府(食安委) 厚労省 農水省 | 平成19年9月3日に海外からの専門家を招聘し意見交換会(食品に関するリスクコミュニケーション—放射線照射食品をめぐる国際的な状況—)を開催した。 審議会及び審議会資料は全て公開している。 農林水産省のホームページでは、「消費者相談Q&A」の中で、パレイシヨの放射線照射について一般国民向けに解説 ¹⁾ 。 食品照射や検知技術開発について、農研機構の研究成果展示会や公開講演会、食品試験研究成果情報への掲載等を通じて一般に情報を発信 ²⁾ また、学協会など、農林水産省以外の者が主催するセミナーや普及活動などに対 |

食品照射専門部会報告書「食品への放射線照射について」について (H18.10.3 原子力委員会決定)

| 該当箇所 | 記載事項 | 関係省庁 | 対応状況及び今後の予定 |
|---------|---|------|---|
| | | | <p>し、農研機構の研究者が専門家として積極的に協力。³⁾</p> <p>1) http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyqa/alt/altqa021103.htm</p> <p>2) 平成18年度食品試験研究成果情報 19号(普及)、H19公開講演会等はHP公表されています。</p> <p>3) 日本食品照射研究協議会主催シンポジウム (H18,H19)、日本アイソトープ協会主催 研究発表会、放射線利用振興協会主催、原子力体験セミナー 放射線プロセスシンポジウム等</p> |
| 3. (省略) | ② 放射線利用全体に関する広聴・広報活動及び放射線に関する基本的な知識に係る教育の充実 | | |